

令和4年度八王子市農業委員会第4回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年7月27日 水曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時19分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 田中政博 | 2番 米津元一 |
| 3番 菱山史郎 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 美濃部弥生 | 6番 澤井博 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 熊澤治彦 |
| 9番 原島元義 | 10番 馬場貴大 |
| 11番 峰尾幸代 | 12番 菱山まり子 |
| 13番 坂本真一 | 14番 有竹満次 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 門倉豊 | 16番 井上正芳 |
| 17番 内田寛 | 18番 内田清文 |
| 19番 和田一彦 | 20番 大塚隆廣 |
| 21番 町田裕通 | 22番 田中道夫 |

- 5 欠席委員 (0名)

- 6 事務局職員出席者

事務局長	大津仁利	主査	上原裕之
主査	篠原勝久	主任	萩原健太
主任	原清貴		

令和4年度(2022年度)

八王子市農業委員会 第4回総会 議題

(令和4年7月27日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第6 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第9 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第10 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第11 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第12 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第13 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第14 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第15 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第16 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第17 公益財団法人 内田農業振興会 第56回農業功労者表彰候補者の推薦について
- 第18 一般社団法人 東京都農業会議 第42回農業後継者顕彰候補者の推薦について
- 第19 一般社団法人 東京都農業会議 第62回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について

【報告案件】

- 第20 農地の権利取得の届出について
- 第21 農地所有適格法人の事業状況報告について
- 第22 農地の賃貸借の合意解約について
- 第23 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長

それでは、ただいまから、令和4年度八王子市農業委員会第4回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。

本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

お手数ですが、発言される際は、挙手し議席番号とお名前をお伝えください。

なお、本日このあとに別の会議が控えており、本会場が午後4時までしか使用できませんので、円滑な進行につきまして、みなさまのより一層のご協力をお願いいたします。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。

事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」 6月1日から6月30日までの届出分（6件） 第2「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」 6月1日から6月30日までの届出分（37件）

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
(2件)

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。願出地が農業経営を引き続きおこなっていること(13件)、特定貸付けを引き続きおこなっていること(1件)、認定都市農地貸付け等を引き続きをおこなっていること(2件)

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第5「調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について」を説明。譲受人は神奈川県相模原市緑区长竹、譲渡人は北野町に在住。申請地は大船町にある土地1筆、面積は1,688㎡。当該地は、市街化調整区域のうち用途地域が定められている第3種農地。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。7月7日、事務局とともに現地調査を実施しました。申請地は、全体的に雑草が繁茂している状態で、北側にかけて傾斜があり、大きな樹木も乱立していました。今回の転用計画は、金属廃材等の保管場所を確保するため、農地を資材置場にしようとするものです。申請人である法人は、業務拡大を検討していたと

ころ、同業の法人と業務提携することとなり、金属廃材等の一部を買い取り、保管するスペースが必要になったそうです。そこで、同業法人の廃材保管場所の周辺で運搬に適した土地を探していたところ、当該地を見つけ、土地の所有者と話し合った結果、譲り受けることになったそうです。今回の転用に当たっては、「東京における自然の保護と回復に関する条例」と「八王子市市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例」が適用されますが、すでに事前協議などの手続きは済んでいるため、転用するうえでの問題はありません。今回は農地法の要件を満たす土地利用であり、資材置場の確保を目的とした転用であるため、やむを得ないのではないかと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第5については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、送付することに決定しました。第6「調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について」を説明。譲受人は川口町、譲渡人は川口町に在住。申請地は川口町にある土地1筆、面積は217㎡。当該地は、市街化調整区域で第3種農地。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。7月12日、事務局職員とともに、現地調査を実施しました。今回の転用計画は、義母が所有する農地に義理の息子が分家住宅を建築するというものです。譲受人は、介護が必

要な高齢の義母と同居しましたが、義母の住宅が手狭なため、本家から近い今回の農地に、分家住宅の建築を計画したとのこと。現地を確認したところ、申請地の周辺に農地はないため、転用による影響は生じません。また、申請地は、市街化調整区域内にありますが、市街地化の傾向が著しい区域内で、「都市計画法第 43 条第 1 項」に基づく建築物の建築許可の見込みがあるため、転用に当たって問題はありません。農地を農地として利活用することも重要ですが、今回のように、転用制度に基づき、分家住宅を建築して親子で共に暮らしていくことも重要なことだと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第 6 については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、送付することに決定しました。第 7 「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 7 「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。
貸し手について、住所は東京都江東区塩浜二丁目、利用権を設定する土地は堀之内の 2 筆、2,027 m²。利用権の種類は、賃借権。契約期間は 5 年間。
借り手について、住所は下柚木。
農業専従者は 1 人。農作業従事日数は年間 300 日。経営作物は露地野菜。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。7月8日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から、貸借に至った経緯、今後の作付計画を伺いました。借受人は、令和3年度まで認定農業者であり、現在は下柚木と堀之内で幅広く営農しています。当該地は令和3年12月末まで法人が借り受けていましたが、所有者の意向で期間の更新を行わず貸借が終了しました。その後、当該地の所有者から、当該地の南側に隣接している畑の所有者である借受人に貸借を打診したところ、規模拡大を考えていた借受人と、貸借に関する合意が成立したため利用権設定を行うことになりました。当該地は現在、作付けはなく、雑草が繁茂している状態でした。貸借の成立後は、草刈り、耕うんを行い、堆肥等を施し、長ネギ、タマネギ、ニンニクを作付けしたいとのことでした。収穫物は、既存の販路であるマルシェ802やフードワンに出荷する予定とのことでした。借受人は、これまでもご夫婦で協力しながら営農されてきたこともあり、当該地に隣接しているご自身の広い畑でもナスやサツマイモなどを作付けし、きれいに管理されていました。借受人は畑に草を生やさず作物を非常に大切に栽培されている方なので、引き続き見守って行きたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は宮下町、利用権を設定する土地は加住町二丁目の1筆、558㎡。利用権の種類は、使用貸借による権利。契約期間は15年間。

借り手について、住所は宮下町。新規就農希望者。

農業専従者は2人。農作業従事日数は年間260日。経営作物は露地野菜（タケノコ等）。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。7月12日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から今後の作付計画を伺いました。申請地は、借受人の父が所有する土地で、傾斜がなく、平坦な竹林できれいに管理されていました。貸借成立後も竹の間引きや施肥をするなどの管理をし、引き続きタケノコを収穫していくそうです。収穫したタケノコは父名義で「道の駅八王子滝山」などに出荷するほか、インターネットを利用して販売していくとのこと。借受人は、大学卒業後、様々な仕事を経験する中で、代々受け継がれてきた農業に魅力を感じ、就農することを決意したそうです。そこで今ある基盤を生かし、農家である父の元で研修し、農業の基本を学びました。借受人は、非常に研究熱心で、行動力があります。個人の経営であるため大変な面も多いかと思いますが、頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第9「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は宮下町、設定する土地は宮下町の5筆、計1,542.64㎡。権利の種類は「使用貸借による権利」、期間は15年間。

借り手について、住所は宮下町。新規就農希望者。農作業従事日数は年間260日。

耕作の事業内容について、主に道の駅八王子滝山に出荷及びインターネットを利用して販売。農業従事者2名。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。7月12日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から今後の作付計画を伺いました。申請地は、借受人の父が所有する土地で、傾斜もなく、日当たりが良好な土地でした。当該地では、トウモロコシなどが栽培されていました。作付がない場所は、今後のトウモロコシの作付のためにマルチが敷かれており、その他の部分はきれいに耕うんされていました。収穫した農作物は父名義で「道の駅八王子滝山」などに出荷するほか、インターネットを利用して販売していくとのことです。先程の審議案件と重複してしまいましたが、借受人は、大学卒業後、様々な仕事を経験する中で、代々受け継がれてきた農業に魅力を感じ、就農することを決意したそうです。そこで今ある基盤を生かし、農家である父の元で研修し、農業の基本を学びました。借受人は、非常に研究熱心で、行動力があります。個人の経営であるため大変な面

も多いかと思いますが、頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第10・11「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」は関連する議題ですので、一括で審議します。事務局より説明願います。

事務局

第10・11「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を説明。

所有者について、住所は川口町在住の1名。願出地は川口町にある1筆、411㎡。登記地目は「田」。現況は「原野」、現況となった時期は「平成31年ころ」。以上第10。

所有者について、住所は美山町在住の1名。願出地は川口町にある2筆、508㎡。登記地目は「田」。現況は「原野」、現況となった時期は「平成31年ころ」。以上第11。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。担当委員お願いします。

推進委員

それではご報告いたします。7月8日、農業委員、事務局とともに、現地を確認しました。第10と第11の申請地は隣接地で、西東京バス「川口小学校」バス停から約40m西に位置する荒廃した湿地です。現地の様子ですが、葦等の雑草が繁茂している状態でした。長年耕作の用に供されていないため、現在の状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第 10 と第 11 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第 12・13「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」は関連する議題ですので、一括で審議します。事務局より説明願います。

事務局

第 12・13「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を説明。

所有者について、住所は川口町在住の 1 名。願出地は川口町にある 3 筆、1,495 m²。登記地目は「畑」及び「田」。現況は「山林」、現況となった時期は「平成 3 年ころ」。以上第 12。

所有者について、住所は川口町在住の 2 名。願出地は川口町にある 4 筆、520 m²。登記地目は「田」。現況は「原野」、現況となった時期は「平成 3 年ころ」。以上第 13。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。担当委員お願いします。

推進委員

それではご報告いたします。7 月 8 日、農業委員、事務局とともに、現地を確認しました。第 12 と第 13 の申請地は隣接地であり、「八王子市川口事務所」から約 300m 西に位置しています。現地の様子ですが、全体的に篠竹や雑草が繁茂しているほか、水はけが悪く、ぬかるみが著しい状態の土地でした。長年耕作の用に供されていないため、現在の状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第 12 と第 13 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第14「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第14「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を説明。買取申出生産緑地は川口町の畑、5筆計5,248.20㎡。買取申出事由の生じた者について、住所は川口町、申出者との続柄は「弟」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和4年3月5日」、年齢は「69歳」、年間従事日数は「300日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員願います。

農業委員

それではご報告いたします。7月6日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の弟は大学卒業後、民間企業への勤務を経て、30年ほど前から父親の手伝いをしながら農業に携わり始めました。平成14年に父親が他界した後は、一人で畑の維持管理を行い、2年ほど前からは妻も農作業の手伝いを始めました。畑では、ナスやキュウリ、トマト、ホウレンソウ、小松菜、キャベツなどの露地野菜を栽培し、庭先販売のほか、長房団地での引き売りをされていました。願出者の弟は、毎日のように畑に出て、維持管理を行ってききましたが、令和4年3月5日に69歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だった頃は、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第14については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さん斡旋してください。事務局で対応いたします。第15「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。なお、本件については、本会出席農業委員が証明を受ける当事者の案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条の規定では、「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされています。本会出席農業委員は議事に参与することができませんので、委員の一時退席をお願いいたします。

【本会出席農業委員退席】

それでは事務局より説明願います。

事務局

第15「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。被相続人について、住所は式分方町、耕作面積は10,081㎡。相続開始年月日は令和3年11月10日。
相続人について、住所は式分方町、年齢56歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は大楽寺町にある5筆と式分方町にある4筆、9,028㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成3年6月8日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それではご報告いたします。7月11日、事務局と現地を確認するとともに、農業委員であります願出者からお話を伺いました。今回、納税猶予の適用を受けようとする、大楽寺町の5筆及び式分方町の4筆は、生産緑地の指定を受けている農地です。大楽寺町の3筆では、ハウス内でミニトマト、エダマメが栽培され、露地ではキュウリ、サトイモ、ズッキーニ、2筆では、トウモロコシ、ナス、ピーマン等の露地野菜が作付けされていました。また、式分方町の1筆では、クリ、カキ等の果樹、2筆ではクリが植栽され、1筆ではジャガイモ、ニガ

ウリが作付けされていきました。願出者の家は代々、酪農業、養蚕業を営んでおり、父親の代から露地野菜に転作しました。願出者は大学卒業後、平成3年から農業に従事し、父親と一緒に農作業を行いながら農業技術と農業知識を習得してきました。様々な研修にも積極的に参加するなど自ら学ぶ姿勢もあり、今後も、家族と協力しながら農業経営を続けていくとのこと。願出者は、現在、農業委員として3期目を迎え、農業技術や農業知識に関して全く問題ありませんので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第15については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。それでは委員の入室をお願いします。

【本会出席農業委員入室】

進行いたします。第16「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第16「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。被相続人について、住所は大谷町、耕作面積は5,244㎡。相続開始年月日は令和3年11月16日。
相続人について、住所は大谷町、年齢57歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は大谷町にある2筆、5,244㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成15年7月20日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員をお願いします。

推進委員

それではご報告いたします。7月7日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。今回、納税猶予の適用を受けようとする、大谷町の2筆は、生産緑地指定を受けている農地です。大谷町の1筆では、クリが栽培されているほか、ミョウガ、フキ、ウド等が栽培されていました。1筆の東側の一部は、農機具置場や収穫物の選別用の作業場として使用されていました。収穫物は、北野の市場に出荷しているとのこと。願出者の父は元々露地野菜を栽培していましたが、今後の農業経営のことを見据えて約40年前にクリに転作しました。願出者は家電メーカーに勤めていましたが、父親の後を継ぐことを決心したことから会社を退職し、父親と一緒に農業に従事してきました。今後も、妻や子と一緒に農業経営を続けていくとのこと。農業技術や農業知識に関して問題はありませぬので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませぬか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませぬので、進行します。お諮りします。第16については、これを証明することにご異議ございませぬか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第17「(公益財団法人)内田農業振興会第56回農業功労者表彰候補者の推薦について」を議題にします。なお、本件については、本会出席農業委員が推薦を受ける当事者の案件でございませぬ。農業委員会等に関する法律第31条の規定では、「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされています。本会出席農業委員は議事に参与することができませぬので、委員の一時退席をお願いいたします。

【本会出席農業委員退席】

それでは事務局より説明願います。

事務局

第 17 「（公益財団法人）内田農業振興会第 56 回農業功労者表彰候補者の推薦について」
候補者について、住所は長沼町。推薦理由等を説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第 17 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。それでは委員の入室をお願いします。

【本会出席農業委員入室】

進行します。第 18 「（一般社団法人）東京都農業会議 第 42 回農業後継者顕彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 18 「（一般社団法人）東京都農業会議第 42 回農業後継者顕彰候補者の推薦について」
候補者について、住所は加住町一丁目。推薦理由等を説明。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第 18 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第 19 「（一般社団法人）東京都農業会議 第 62 回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 19 「（一般社団法人）東京都農業会議第 62 回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について」
候補者について、住所は小比企町。推薦理由等を説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第 19 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第 20 「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 20 「農地の権利取得の届出について」を報告。（7 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。第 21 「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 21 「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告。（1 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。第 22 「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 22 「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。（1 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。第 23 「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 23「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
納税猶予の適用を受けたこと（2件）、納税猶予の税額の免除が確定
したこと（2件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたしま
す。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第9番 原 島 元 義 委 員

第14番 有 竹 満 次 委 員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和 4 年度八王子市農業委員会第 4 回総会を閉会
します。

《午後 3 時 19 分閉会》